

平成29年度事業運営方針

1 はじめに

今年度、本社は、公益財団法人となってから5年を経過し、前身である財団法人練馬区都市整備公社発足から30年の節目の年を迎えます。

今後も、これまで培ってきた豊富な知識・経験と、社員一人ひとりの力を結集し、練馬区の健全な発展と区民福祉の向上に貢献していきます。

2 事業運営方針

公社が担う事業については、従来、区が専ら行ってきた苦情処理や区民指導を伴う業務、区民相互間や民間事業者相互間の調整を要する業務、業務の受け皿となる民間事業者が存在しない、ないしは育っていない分野の業務および多様な公益的事業を総合的に連携・実施していく業務等を主な対象としています。

平成29年度は、公益法人が担うべき豊かな「公共」の実現に向け、練馬区が平成27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」を踏まえ、公社が担う公益的な取組を一層拡大・充実するとともに、公社の持続的発展に必要な公社組織の活性化と安定的な経営基盤の強化に努め、区民に必要とされる公益法人を目指します。

(1) みどりまちづくり事業

平成28年度より、練馬区の重点施策であるみどり事業の一部を区から受託しました。公社のまちづくり事業の特徴である、練馬区まちづくり条例に基づく相談・支援業務や様々な協働型まちづくり事業との連携を図りながら、区民とともにみどり豊かなまちづくりの推進に取り組めます。

また、「景観」や「福祉のまちづくり」等の練馬区が実施する住民協働・参加型事業への協力・支援に引き続き取り組むとともに、区内各所で行われている区民主体のまちづくり活動を支援していきます。

(2) 自転車等の適正利用に関する事業

区内各駅周辺に設置している区立自転車駐車場およびタウンサイクル施設については、今年度は第五期目の指定管理者として施設を管理運営していきます。とりわけ、指定管理者選定の過程で公社が提案した方策等については、区と調整を図り、確実に実現していくとともに、自転車関連5事業（駐車場運営、放置自転車撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）の連携を強化し、練馬区全域における自転車の適正利用を一体的かつ総合的に推進します。

放置自転車対策については、課題となっている午後や土日の放置対策に積極的に取り組みます。また、放置自転車や自転車駐車場の問題を、地域の皆さまが地域のまちづくりの課題として受け止め、問題の解決に関与することが大切なことから、地域の活動の核となる自転車対策地域協議会をより多くの鉄道駅で設立するため、すでに設置されて

いる江古田駅、石神井公園駅、練馬駅での協議会活動の成果を踏まえ、他の鉄道駅でも積極的に設立支援に取り組んでいきます。

また、無料自転車駐車場事業および公社が整備した3か所の有料自転車駐車場については、公社自主事業として地域の自転車交通環境の向上等に向け、適切に管理運営していきます。

(3) 資源循環の推進に関する事業

平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される容器包装プラスチックおよび粗大ごみの回収業務を区から受託し実施しています。

また、平成22年11月からは練馬区資源循環センターの管理運営を受託し、当該センターを資源循環推進の中核的拠点として、ごみの発生抑制とリサイクル等資源循環の推進に向けた区民、事業者への普及啓発、粗大ごみの再利用事業、金属類資源化事業などに加え、町会等が古紙等を回収する集団回収の実施団体拡大への取組やリサイクルを推進する事業者の活動支援とネットワーク化に取り組み、資源循環型社会の形成に貢献していきます。

(4) 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

平成27年4月から、練馬区内の概ね三分の一程度の家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を、区から受託し実施しています。平成29年度は、新たな収集エリアを区から受託し、収集業務を実施していきます。

この事業は、区民の良好な生活環境と日々の暮らしを支える重要な業務であることから、資源循環推進事業等と十分連携を図りながら、的確かつ安定的な実施に努めます。

(5) 地球温暖化の防止対策に関する事業

練馬区の地球温暖化対策を区民、事業者、区の三者が連携・協力して推進するため、「地球温暖化対策地域協議会」が平成22年5月に設立されました。

公社は、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、「地球温暖化対策地域協議会」の構成会員となると同時に、事務局運營業務を区から受託し、協議会の取組を積極的に支援していきます。

また、温室効果ガスの排出抑制をはじめ、資源ごみのリサイクル等による環境への負荷の一層の低減を目指して、ねりま・エコスタイルフェアを始めとした多様で魅力的な環境イベント事業を実施していきます。